

狛江市体育施設条例

昭和58年4月1日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、狛江市民の体育、スポーツ及びレクリエーションその他社会体育の振興を図るため、必要な施設（以下「体育施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(事業)

第3条 体育施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 体育、スポーツ及びレクリエーション活動の推進に関する事業
- (2) 体育施設の利用に関する事業
- (3) 前2号のほか、目的を達成するために必要な事業

(使用許可)

第4条 体育施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、使用の許可に当たり、管理上必要があると認めるときは、条件を付して許可することができる。

(使用料)

第5条 体育施設の使用料は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

2 体育施設の使用料は、規則で定める期日までに納入しなければならない。

(使用料の不還付)

第6条 既に納入した使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の変更、使用の停止又は許可の取消しをすることができる。

- (1) 使用の目的又は使用条件に違反したとき。
- (2) この条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 災害その他事故により施設の使用ができなくなったとき。
- (4) 前3号のほか、市長が必要と認めるとき。

(使用権の譲渡又は転貸禁止)

第8条 体育施設使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、体育施設の使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(賠償)

第10条 使用者は、体育施設の使用に際し、施設等に損害を与えた場合は、賠償しなければならない。

(免責)

第11条 使用者が市の責によらない事故のために死亡、疾病又は負傷したときは、市はその賠償の責を負わない。

(体育施設の管理)

第12条 体育施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定による指定管理者の指定手続等については、狛江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第27号）の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務)

第13条 前条の規定により、指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合における当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 第3条に規定する事業の実施に関すること。

(2) 第4条に規定する使用許可及び第7条に規定する使用の制限に関すること。

(3) 体育施設の施設及び設備の維持管理に関すること。

(4) 前3号のほか、体育施設の管理上市長が必要と認めること。

2 前項に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第4条及び第7条（第4号を除く。）の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、適正に体育施設の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第15条 第12条の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合においては、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させる。この場合において、第5条及び第6条の規定は適用しない。

2 使用者は、利用料金を指定管理者の定める期日までに指定管理者に納入しなければならない。

3 利用料金の額は、第5条に定める使用料の額を超えない範囲で、指定管理者が算定方法を明示し、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

4 市長は、前項に規定する承認を求められたときは、当該利用料金が適当と認められた場合には、承認を与えなければならない。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長が使用料の減額及び免除について定めた基準に基づき、利用料金を減額又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第17条 既に納入した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が使用料の還付について定めた基準に基づき、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 狛江市民テニス・コートの設置及び管理に関する条例（昭和53年条例第11号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、現に設置されている体育施設は、この条例により設置されたものとみなす。
- 4 この条例施行の際、現に旧条例の規定により使用の承認を受けているものは、この条例の規定により許可を受けたものとみなす。

付 則（昭和59年3月30日条例第2号）

この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

付 則（昭和61年4月1日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和63年3月31日条例第18号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則（平成元年6月17日条例第28号）

この条例は、平成元年9月1日から施行する。

付 則（平成元年12月26日条例第35号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

付 則（平成5年9月29日条例第29号）

この条例は、平成6年6月1日から施行する。

付 則（平成11年6月25日条例第13号）

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

付 則（平成13年6月13日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成14年3月28日条例第9号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成17年12月27日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の狛江市体育施設条例の規定は、平成18年7月1日以後の使用に係るものから適用する。

付 則（平成18年12月28日条例第32号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年9月28日条例第20号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

付 則（平成19年12月28日条例第24号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 狛江市民総合体育館条例（昭和60年条例第25号）は、廃止する。
- 3 この条例による改正前の狛江市体育施設条例第3条の規定は、体育施設の管理を指定管理者に行わせるまでの間は、なおその効力を有する。

付 則（平成25年3月29日条例第4号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成28年12月26日条例第35号）

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

付 則（平成30年3月30日条例第4号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和元年5月22日条例第10号）

この条例は、令和元年6月1日から施行する。

付 則（令和7年12月23日条例第58号）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行に際し指定管理者が行う管理の基準の指定その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1（第2条関係）

狛江市体育施設の名称及び位置

名称	位置
狛江市民総合体育館	狛江市和泉本町三丁目25番1号
西和泉体育館	狛江市西和泉一丁目16番1号
元和泉市民テニスコート	狛江市元和泉二丁目8番1号
東野川市民テニスコート	狛江市東野川三丁目14番10号
狛江市民グラウンド	狛江市和泉本町二丁目15番2号
西和泉グラウンド	狛江市西和泉一丁目16番1号
狛江市多摩川緑地公園グラウンド	狛江市猪方四丁目1番
元和泉スリーオンスリーコート	狛江市元和泉二丁目8番1号
狛江市民プール	狛江市和泉本町三丁目25番1号
元和泉市民運動ひろば	狛江市元和泉三丁目10番

別表第2（第5条関係）

狛江市体育施設の使用料

（単位：円）

名称	使用区分	施設等		使用料		
狛江市民総合体育館	貸切使用	第1体育室	全面使用	1区分(2時間15分)につき 5,200(2,600)		
			1/2使用	1区分(2時間15分)につき 2,600(1,300)		
		第2体育室		1区分(2時間15分)につき 1,600(800)		
		第3体育室		1区分(2時間15分)につき 1,000(500)		
		第1格技室		1区分(2時間15分)につき 1,100(500)		
		第2格技室		1区分(2時間15分)につき 1,100(500)		
		会議室		1区分(2時間15分)につき 1,000(500)		
		多目的ルーム		1区分(2時間15分)につき 800(400)		
	個人使用	第1体育室 第2体育室 第3体育室 第1格技室 第2格技室 ランニング走路 トレーニング室		大人	1区分(2時間15分)につき 250	
				18歳以下の者	1区分(2時間15分)につき 100	
	貸切使用 個人使用	付帯設備	放送設備	全日につき 4,000(2,000)		
				1区分(2時間15分)につき 1,000(500)		
			得点掲	全日につき		

			示板	4,000(2,000)
				1区分(2時間15分)につき 1,000(500)
			更衣ロッカー	1回 50
西和泉体育館	貸切 使用	—		1区分(2時間15分)につき 1,400(700)
元和泉市民テニスコート 東野川市民テニスコート		—		1面1時間につき 700(400)
狛江市民グラウンド		—		1時間につき 1,200(400)
西和泉グラウンド		—		1時間につき 1,200(400)
狛江市多摩川緑地公園グラウンド		—		無料
元和泉スリーオンスリーコート	個人 使用	—		無料
狛江市民プール		—		1人2時間まで200(100)。ただし、2時間を超える場合は、1時間につき100(50)。付帯設備(コインロッカー)を含む。
元和泉市民運動ひろば	貸切 個人 使用	—		無料

備考

- 1 狛江市民若しくは狛江市の区域内に通勤、通学している者又は事業所を有する者以外のものが、体育施設を貸切又は個人使用する場合の使用料の額は、本表に定める使用料の倍額(狛江市民総合体育館(以下「体育館」という。))の個人使用の18歳以下の者及び狛江市民プールを18歳以下の者

が使用する場合を除く。)とする。

- 2 主に18歳以下の者で構成する団体団体が、貸切使用する場合及び体育館の付帯設備を使用する場合並びに狛江市民プールを18歳以下の者が使用する場合の使用料は、カッコ内の金額とする。
- 3 施設等を1区分を超えて連続使用する場合は、区分ごとの使用料の合計額をその使用料とする。
- 4 体育館の個人使用のトレーニング室については、15歳以下の者の使用は許可しないものとする。
- 5 体育館付帯設備使用料単位の「全日」とは、午前9時から午後9時まで連続して使用する場合をいう。
- 6 使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、最高入場料に100を乗じたものに、本表に定める使用料の額を加えたものとする。